

# さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム

## 事業公募実施要領

### 1 事業公募の背景・目的

地球温暖化による気候変動は、世界各国の産業、生態系を始めとする様々な分野に影響を及ぼしているとともに、近年その影響は深刻さを増し、危機的な状況に直面しております。

また、気候変動を取り巻く世界の状況は急速に変化しており 2023 年にはパリ協定で掲げた世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑える目標についての進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク」が初めて実施され、その結果、目標達成に向けて更なる行動が必要であることが明らかとなりました。

本市においても 2020 年 7 月に、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していくことを表明し、2021 年 5 月には「さいたま市気候非常事態宣言」を発出しました。2024 年 3 月に地球温暖化対策実行計画の改定において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比で 51%削減という高い目標を掲げたところです。

本市のゼロカーボンシティの実現は行政の取組だけでは困難であり、市民・事業者等の協力が不可欠です。そのため多様なステークホルダーの連携を深めるとともに、具体的な事業検討・実施の環境を整えることで、さいたま市のゼロカーボンシティ実現に向けた新たな事業を構築するため、行政・市民・事業者等と連携した取組を推進する体制として、2024 年 8 月に新たに「さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム」を設立しました。本事業公募は、プラットフォーム内の分科会員から事業提案を受けることで多様なステークホルダーと連携し、本市のゼロカーボンシティ実現に向けた取組を加速化することを目的とします。

### 2 事業の推進体制

本事業の推進体制については、以下のとおりです。

- (1) 採択を受けた提案事業は、地域脱炭素推進分科会など、本市との詳細協議を経て、事業を実施します。
- (2) さいたま市は事業を推進するにあたり、実証フィールドの提供や国補助の共同提案など、必要な資源確保に向けて連携し、必要に応じて協定を締結するなど提案者と一丸となって事業推進を図ります。

### 3 公募内容

#### (1) 公募テーマ

以下のテーマについて事業を募集します。

番号	テーマ
①	市民の太陽光発電設備導入を促進する事業（革新的な新技術又は本市が未実施の取組に限る） （例：ペロブスカイト太陽電池に関する事業）
②	市民の脱炭素に対する意識醸成・行動変容につながる事業 （例：民間事業者による見学会・講習会の開催）

※ テーマごとに応募可能です。一つのテーマに対して複数応募することは出来ません。

#### (2) 提案の条件

- ア 本市のゼロカーボンシティ実現のため、温室効果ガス削減に資する事業であること。
- イ 原則として本市に財政負担が生じない事業であること。

### 4 参加資格要件

本件に参加できる者は、次のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム 地球温暖化対策検討分科会員又は地域脱炭素推進分科会員であること。なお、共同で参加する場合は、全ての者がいずれかの分科会員であること。
- (2) 提案事業の実施主体となること。

### 5 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提出書類は無効となります。）

- (1) 「4 参加資格要件」に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

### 6 交付資料及び交付方法

#### (1) 交付資料

- ア 「さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム事業公募実施要領（以下、「実施要領」という。）」
- イ 提出書類各種様式（様式1 事業公募提案シート）

#### (2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【暮らし・手続き】→【環境保全】→【ゼロカーボン推進（地球温暖化対策）】→【事業者との連携】→【さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム事業公募について】

## 7 参加手続き

本件への参加を希望する者は、必要書類を以下のとおり提出してください。

### (1) 提出書類

「様式1 事業公募提案シート」及び事業内容に関する添付資料

### (2) 提出方法

さいたま市電子申請・届出システムで受け付けます。

### (3) 提出期間

令和6年10月31日から令和6年11月30日まで

### (4) 提出書類の取り扱い

ア 事務局は、提案された事業について、提案者以外の者に知られないように取り扱います。ただし、採択された事業については、公表します。

イ 事務局は、提案された事業を審査目的以外に提案者に無断で使用しません。

ウ 提出された書類は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期間内に提案者からの申出があった場合に限り、提出書類の追加・差替えができることとします。

エ 提出期間後の提出書類の追加・差替えは一切認めません。

### (5) スケジュール

日程	事項
令和6年10月31日～令和6年11月30日	事業提案の受付
令和6年12月中旬頃	さいたま市の審査
令和7年1月頃	環境審議会への意見聴取
令和7年2月上旬	審査結果通知・結果の公表
(以下、提案事業が採択となった場合。提案事業の内容により変更となる可能性があります。)	
令和7年2月上旬以降	さいたま市との詳細協議 地域脱炭素分科会での事業実施に向けた協議

### (6) 事業期間

最長で令和10年3月31日までの期間であること。

なお、分科会等での検討により事業の延長が妥当と認められる場合はその限りではありません。

## 8 審査・選定

### (1) 審査方法及び審査基準

提案された事業の内容について、「さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム事業公募選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表1」を参照してください。

### (2) 採択する事業の決定

(1)により、審査を行い、最終的にさいたま市長が採択事業を決定します。

なお、決定にあたり、必要に応じて「さいたま市環境審議会」に意見を求めることとします。

### (3) 審査結果の通知

電子メール等により各参加者に通知します。

なお、通知において採点結果は記載しません。

## 9 問合せ先

担当 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課 普及推進係

所在地 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048-829-1316

メール zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp

別表1 審査基準表

項目	方向性	配点
妥当性	さいたま市というフィールドにおいて実施が妥当か。詳細に分析しているか。	5
共創性	地域住民や分科会員、市内事業者との連携により、事業効果の増大が見込めるか。	5
創意工夫	既存事業や類似事業にとらわれず、さいたま市の実状に合わせた検討を行っているか。	5
将来性	ゼロカーボンシティ実現に向け、長期的な視点を持った事業であるか。	10
事業実現性	事業の自走化を鑑み、事業提案者自身が主たるプレーヤーとなることを想定した事業か。	10
事業効果	温室効果ガス削減や市民の負担軽減、普及啓発など、事業によるさいたま市のゼロカーボンシティ実現に向けた効果が多く見込めるか。	10
革新性	さいたま市が実施する事業として革新性やインパクトがあるか。	5

(50点満点)